

夏 狩 村

〔都 留 市〕

夏狩村は現在都留市西端部を構成し、西は西桂町と接している。村域の南端には桂川が流れ、旧鹿留村との境となっている。俯観すれば、夏狩村も富士山の裾野に位置する村落であるため、地内は西から東にかけて緩やかな傾斜をなすが、村域南部の桂川沿いは比較的高地となっていて、北に向かつて降り、柄杓流川に至る。柄杓流川の北岸から北へは海拔約七五〇～八三〇メートルの山地が広がり、旧加畠村・大幡村との境となっている。

東には旧十日市場村が位置するが、『甲斐国志』によれば、夏狩村と十日市場村はまと一村で、文禄三年（一五九四）の検地で分村したという。そのためか、桂川と柄杓流川の河間には両村の飛地が複雑に入組んでいた。大正五年（一九一六）の「南都留郡東桂村全図」（上夏狩自治会蔵文書）により村域を眺めると、両河間のうち、夏狩村域は柄杓流川沿いに広がり、北流してきた鹿留川が桂川へ合流する辺りから、桂川左岸を東へ、十日市場村域に夏狩村の飛地が点在し、そして夏狩村域へは十日市場村の飛地が点在している。昭和五十九年に、夏狩内の十日市場飛地は大字夏狩に、十日市場内の夏狩飛地は大字十日市場に、夏狩と十日市場の地番から成っていた通称桂町は大字桂町となり、行政的に、この入組みが是正された。

『甲斐国志』に戻ると、この村域の錯綜（さくそう）している辺りの高地に田畠が広がり、田畠と柄杓流川の間に人家が連なる、と記している。統いて大正七年発行の地図では、両川のほぼ中央を真直ぐに沼津往還が走り、その周囲には田地が広がり、同往還東寄りの十日市場側からは、南の鹿留（しろどり）へ至る道と北の柄杓流川沿いへの道が分岐し、うち北の道沿い、同川右岸に集落部が形成されている。江戸時代にも、沼津往還がこのように真直ぐ中央を抜けていたとは考えられないが、ただ現在は、このルートがほぼ国道一三九号線に継承され、さらにその北を中央自動車道が通っている。昭和五十五年の国政調査によれば世帯数六六一、人口二五二九、うち男一二五五・女一二七四で、現在人家は、昔ながらに柄杓流川右岸へ集まっているが、桂川沿いの大字桂町にも広がっている。なお『甲斐国志』による文化三年（一八〇六）の戸口は、戸数二四一、人数一〇三五、うち男五二五・女五一〇、馬七二。また天保十二年（一八四二）の「宗門人別改書上帳」（下夏狩自治会蔵文書）では、家数一七五、他に寺六、人数は男三八九・女四七〇ほかに僧二一、馬八五とある。ただし同帳では、檀那寺は十か寺あり、村内の寺院は臨済宗長慶寺、天台宗大徳寺、曹洞宗宝鏡寺・耕雲院・無量庵の五か寺で、その他は上吉田村一か寺・十日市場村二か寺・境村一か寺・上谷村一か寺となっている。



夏狩の集落

また村高は六九六石余。寛文九年（一六六九）の「郡内夏狩村水帳」（同右）によれば、田方は高五三七石余・反別四〇町六反余、畠方は桑一五東半を含めて高一五八石余・反別二〇町七反九畝余で、庄倒的に田勝ちの村であった。ただし夏狩村は、上夏狩と下夏狩の二つの組に分かれており、上組・下組それぞれの文政八年（一八二五）の「田畠高入抜改帳」（同右）によれば、上夏狩組の高は三四八石余うち田方二六九石余・畠方七九石余、下夏

狩組の高は三四八石余うち田方二六八石余・畑方七九石余で、田・畑も見事に二分されていた。この両組の境は、村域のほぼ中央に鎮座している十二天社といい、両組はそれぞれ名主・組頭などの村役人を置き、実質的にはそれぞれ一つの村として機能した。

ところで夏狩村の場合は、『甲斐国志』編纂のため各村から提出された村絵図が現存せず、また折々に作製された筈の村絵図も、今のところ見つかっていないので、今回は嘉永二年（一八四九）の夏狩村上組と下暮地村の山区分絵図（上夏狩自治会蔵文書）を収録した。下暮地は夏狩に西接し、現在西桂町となっている。上組・下組合せた夏狩村は、肥料に使う柴、飼料用の秣^{まくさ}、また燃料の薪や諸用材を得るために、周囲の山々を利用していた。その場合、多くは数か村の入会山となっていた。夏狩村に限らず、村々にとつて入会山の確保は非常に重要な問題で、しばしばその権利をめぐって争論が起きた。関連史料が残っていないので正確なところはわからないが、この絵図も山論を通じて作製されたものと思われる。論所は、絵図で鮮かに塗り上げられている山々にあたる。その場所は、大正・昭和に作製された上夏狩・下暮地の共有地管理組合の史料では奥野・前野・湯沢などとある。先の「東桂村全図」には、当時西桂村の下暮地分は描かれないと、夏狩と下暮地の境界を流れて柄杓流川に注ぐ湯沢川上流に、「湯沢内」が何か所か飛地の形で書かれている。

山々への入会利用に際しては様々な取決めが作られており、夏狩村も権利を有した鹿留村の総称鹿留山を例にとって見よう。鹿留山は江戸時代入会山として利用されたが、明治に入つて官有林となり、のち払下げをうけたもので、明治十八年（一八八五）に、鹿留村・夏狩村など江戸時代以来の入会村七か村で山林保護規約（同右）を結んでいる。その規約は全二十一か条からなり、水源保護地の設定、火使用の禁止、山入り期間、伐採樹木の限定、使用道具の限定、植樹の規定など多岐に渡っている。また同規約では、鑑札を持つ山稼ぎ専業者のみ立木を用材に加工して販売が出来るとしているが、この規約に付帯する翌十九年の内規約書には、山稼ぎ専業者といえども、屋根材の笹板および全ての用材は入会村々の他へ販売してはならない、などとしている。

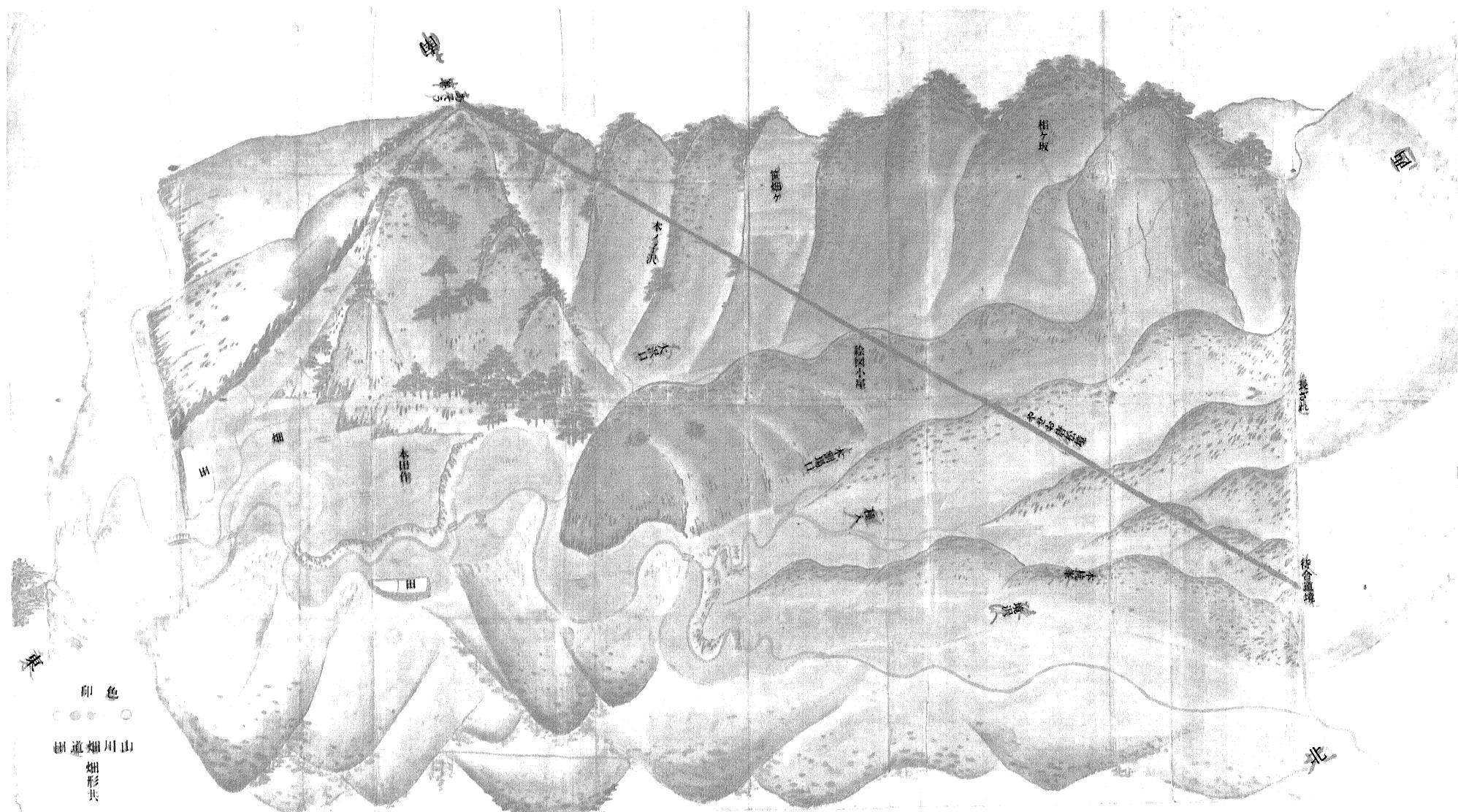
十二天神社

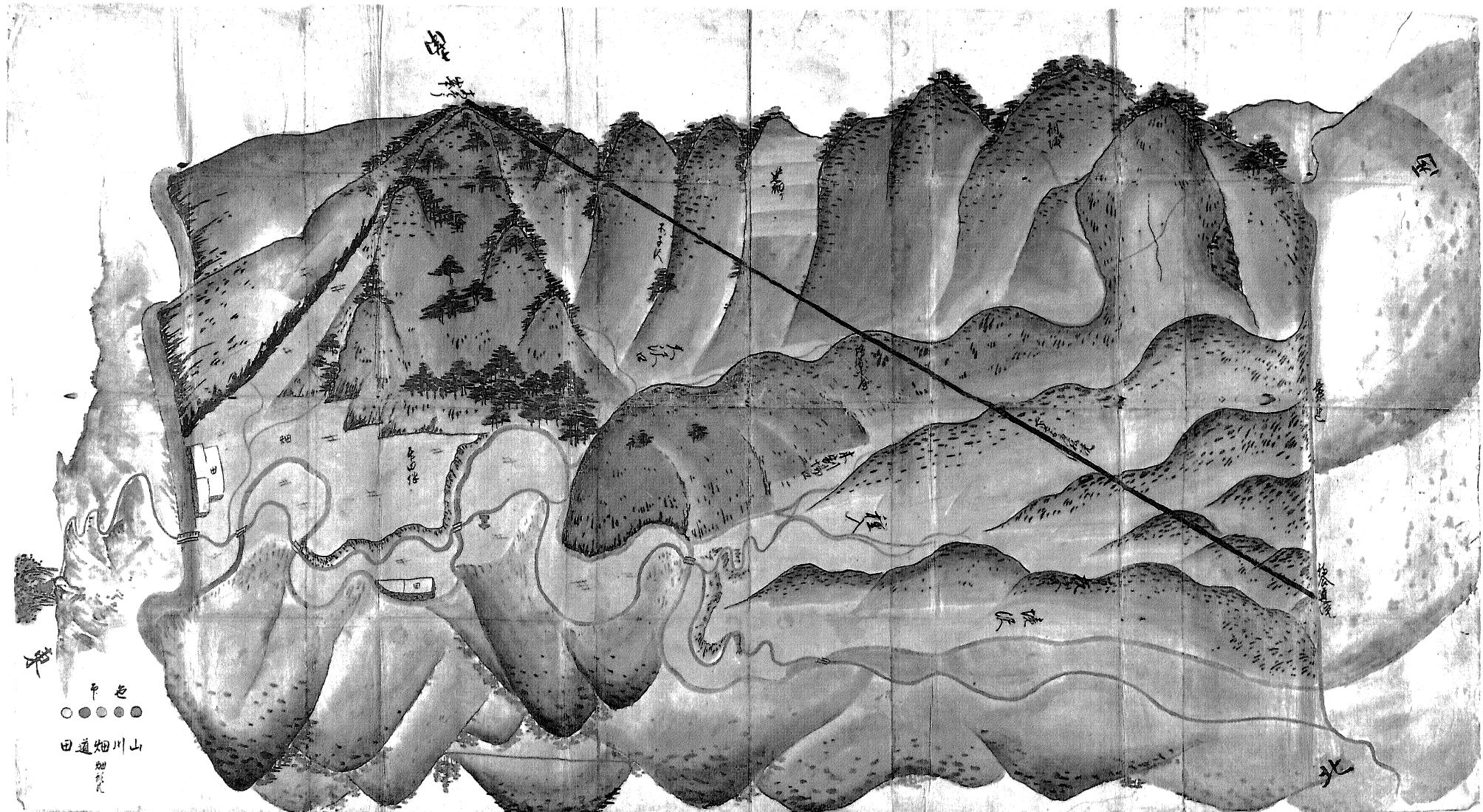


このような慣習の明文化は、無論江戸時代にも見られるが、おおむね、争論とその裁許を通じて確定していったといえよう。大幡山への入会も、その一例で、「入会山原由書上」（同右）には、夏狩村の入会は宝暦度御裁許以来始まると記されている。この裁許に関連して宝暦十二年（一七六二）の一札（下夏狩自治会蔵文書）が残っている。同史料によれば、上組は同組のみの入山を既得権として主張し、下組は上組同様の入山権利を要求している。山元の大幡村は上組のみの入山行為を認め、その根拠を山畠小作の地縁としている。収録の絵図にも山畠に開いている場所が描かれているが、このような耕作の事実は周囲の山林から肥料を採る権利に結び付いたとも考えられる。ただし問題はさほど単純でなく、大幡村は、上組は正式の入山でなく、黙認にすぎないと主張している。ともかく裁許によつて夏狩村の入会が認められ、上組・下組の入会地、上組および一部下組百姓入会地の範囲が、正式かつ厳密に定められている。

同地からの薪炭は日常生活に不可欠で、明治三十四年採取樹木の不足を理由にして、初め上組のみ、ついで下組の入山範囲拡大が大幡により許可され、改めてその規約が取決められている。

村 絵 図





31 嘉永 2 年(1849) 2 月 夏狩村上組と下暮地村の山区分絵図 上夏狩自治会蔵 853×1,550